【フラット３５】地域連携型（子育て支援）ご利用の流れ

※ 利子補給制度･･･大阪市新婚･子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

【フラット３５】申込み

↓

窓口（大阪市都市整備局住宅支援受付窓口）において

利子補給制度の申込み

【フラット３５】地域連携型（子育て支援）の利用申請

↓

大阪市から、「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の送付　（申込み月の翌月末頃）

↓

「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」をフラット３５取り扱い金融機関へ提出

↓

【フラット３５】のローン契約

【フラット３５】地域連携型（子育て支援）の申込みには、利子補給制度申込みに必要な書類の他、次の書類が必要です。

● フラット３５地域連携型利用申請書

「フラット35地域連携型利用対象証明書」〈見本〉

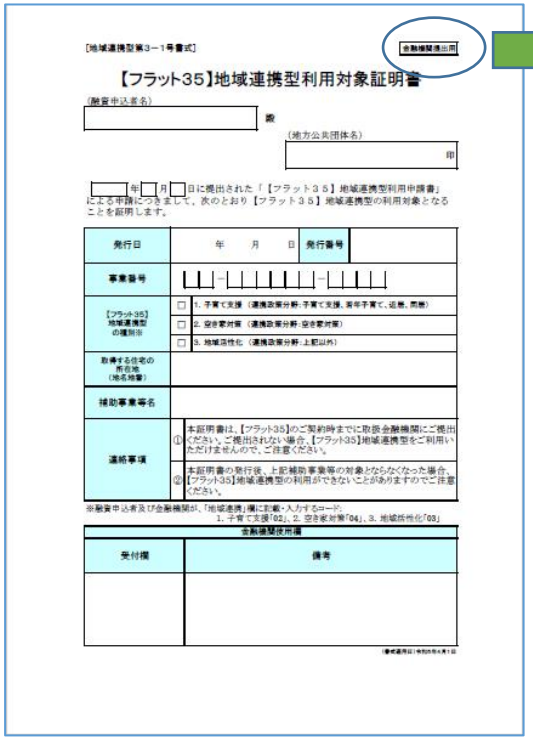
[地域連携型第3－1号書式]

金融機関提出用

【フラット35】地域連携型利用対象証明書

（融資申込者名）　　殿

（地方公共団体名）　　印

□□□□年□□月□□日に提出された「【フラット３５】地域連携型利用申請書」による申請につきまして、次のとおり【フラット３５】地域連携型の利用対象となることを証明します。

発行日	年　月　日	発行番号	
事業番号	□□□-□□□□□□□-□□□□		
【フラット35】地域連携型の種別※	□ 1. 子育て支援（連携政策分野-子育て支援、若年子育て、追加、開始）		
	□ 2. 安全家対策（連携政策分野-安全家対策）		
	□ 3. 地域活性化（連携政策分野-上記以外）		
取得する住宅の所在地（地名地番）			
補助事業等名			
連絡事項	① 本証明書は、【フラット35】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【フラット35】地域連携型をご利用いただけませんので、ご注意ください。		
	② 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象とならなくなった場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがありますのでご注意ください。		

※融資申込者及び金融機関が、「地域連携」欄に記載・入力するコード：
1. 子育て支援「02」、2. 安全家対策「04」、3. 地域活性化「03」

金融機関使用欄

受付欄	備考

（書式適用日：令和6年4月1日）

金融機関へ提出する際は、「金融機関提出用」であることをご確認ください。

【申込受付・問合せ】大阪市都市整備局　住宅支援受付窓口

住　　所：大阪市北区天神橋6丁目4番20号　住まい情報センター4階
　　Osaka Metro「天神橋筋六丁目駅」下車3号出口
電　　話：06-6356-0805
受付時間：平日　午前9時～午後5時30分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休業）

【ご注意】【フラット３５】のローン契約は、「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の金融機関提出後となりますので、お引渡しのスケジュール等に影響がないか十分ご確認ください。

令和6年9月3日時点